

兵庫県食品衛生監視指導計画体系表

【趣旨】

全国的な食品の生産、製造、流通などの状況、法律違反状況と食品衛生上の問題発生状況に加え、県内におけるこれらの状況を分析評価し、他都道府県等とも連携を図り、兵庫県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という）を策定し、監視指導を実施する。

重点監視指導項目

★コンプライアンス*（法令遵守）の確認（関連法令）

- ア 食品衛生法
- イ と畜場法
- ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- エ 食品表示法

★重点施設に対する計画的、効率的な監視指導

- ア 危害発生頻度の高い施設
- イ 健康被害発生時の影響が大きい大規模施設
- ウ 広域流通食品の製造施設

内閣府・消費者庁・厚生労働省・他都道府県市

農林水産部

連携・情報共有

保健医療部

食中毒など健康
危害防止対策

- ・普及啓発
- ・拡大防止
- ・迅速対応
- ・原因究明・調査
- ・情報公表

食の安全安心と
食育審議会*

県立健康科学
研究所

健康福祉事務所(保健所)

実施体制 監視指導機関
(計画的監視指導の実施)

食肉衛生検査センター

- 監視指導と収去検査
- ・計画の策定と結果の公表
 - 一斉取締りによる監視
(夏、年末、ふぐ)
 - 違反など発見時の対応
 - ・迅速・適切な対応
 - ・違反内容・処分業者等情報の公表

試験検査機関

- ・試験検査の効率的役割分担
- ・試験検査機器の整備
- ・試験検査技術の向上
- ・信頼性の確保

人材の養成と資質向上

食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員、試験検査担当者の資質向上

収去検査

監視指導

一斉取締り

生産段階の農産物・食品安全規制

リスクコミュニケーションの実施 (県民、事業者、行政相互の 情報・意見交換)

- (1) 県民との情報・意見の交換
・ホームページ・SNSによる情報発信と意見の聴取
・地域の特色を生かした意見交換会の開催
- (2) 監視など計画の公表と意見聴取
- (3) 計画の実施結果の公表
- (4) 食品など違反情報の提供

食品等事業者(生産・輸入・調理・加工・製造・流通・販売)

消費者

【食品等事業者の責務】
(自主衛生管理の推進)

食品衛生管理者の責務の遂行・自主衛生管理の推進
HACCPに沿った衛生管理の導入支援・兵庫県食品衛生管理プログラムの導入
食品に関する流通等履歴情報の記録保存の励行を促進